広報 おおねじめ

昭和44年7月10日 No. 195

編集と発行　鹿児島県肝属郡大根占町役場　企画室　企画係
（電話　大根占局1・69・254番）
印　刷　逆瀬川印刷所（電話140番）

☆国保税特集☆

国民健康保険税について

さきに「国民健康保険事業の現況と保険税」と題して、チラシを配布し、本町国保事業の今日までの概要や、税率を43%程度引上げなければならない現況などお知らせして、被保険者みなさまのご理解とご協力をお願いいたしましたが、去る6月10日本年度国民健康保険税通知書の発付により、各位保険税の計算をされた結果、43%を超えたかた、それ以下のかたいろいろだったと思います。

これは、平均約43%の上昇であり、各世帯でも総所得金額が昨年度と異ったり、家族人員の増減などで違ってきます。保険税の算出方法については保険税通知書でもわかりますように、既にみなさまご承知のことでございますが、今回は保険税算出の方法を、例を上げて説明いたします。

被保険者のみなさまがたには、よろしくご理解くださいまして、保険税の納入についても一段のご協力をお願い申し上げます。

なお、昭和43年度の療養のみの諸費用額は次とおりです。

◎ 昭和43年度療養諸費費用額負担区分

種　別	費用額計	保険者(町)負担分	一部負担金(被保険者)	結核予防法等負担分(国)	その他
療養の給付（保険証により療養したもの）	74,766,873円	51,834,515円	22,215,769円	716,238円	他に助産諸費葬祭諸費及び保健施設費等(806,800円)の給付があります。
療養費　保険証を持参しないで他地方で療養したもの及び特殊な治療	275,034	192,520	82,514	0	
療養諸費合計	75,041,907	52,027,035	22,298,283	716,238	
一世帯当り諸費	32,165	22,300	9,558	307	

1、国民健康保険税の改正点

	算　出　区　分	43年度	44年度
①	所得割（所得割標準額 × 税率）	2.27%	3.54%
②	資産割（固定資産税額 × 税率）	21.3%	34.4%
③	均等割（人員×1人当り　金額）	470円	800円
④	世帯割（1世帯当り金額）	900円	1.400円
⑤	上記 ①+②+③+④の合計額が、年間保険税となります。		

2、国民健康保険税の平均率

区　分	43年度	44年度	上つた額	上つた率
一世帯当り平均	6.112円	8.753円	2.641円	43.2%
一人当り平均	1.468円	2.052円	584円	39.8%

3、国民健康保険税の算出例

（例1）8人家族で、総所得金額（必要経費を差引いた金額）82万円、固定資産税額1万円の世帯の場合

① 所得割＝所得割標準額（総所得金額 820,000円－基礎控除額 120,000円）×税率 0,0354 ＝24,780円

② 資産割＝固定資産税額 10,000円 × 税率 0,344＝ 3,440円

③ 均等割＝1人当り金額 800円 × 世帯人員 8 ＝ 6,400円

④ 世帯割＝ 1 × 1世帯当り金額 1,400円 ＝ 1,400円

⑤ 年税額＝24,780円（①）＋3,440円（②）＋6,400円（③）＋1,400円（④）＝36,020円となります。

「注」 年税額が40,000円以上となった場合は40,000円で打切り40,000円課税されます。

（例2）5人家族で、総所得金額40万、固定資産税額8,000円の世帯の場合

① 所得割＝(400,000円－120,000円)×0,0354＝9,912円

② 資産割＝8,000円×0,344＝2,752円

③ 均等割＝800円× 5＝4,000円　　④ 世帯割＝1,400円

⑤ 年税額＝9,912円＋2,752円＋4,000円＋1,400円＝18,064円（10円未満は切捨となります）＝18,060円

4、軽減の適用を受けられる世帯

軽減額のある世帯は、軽減の適用を受けられる世帯であるがこの適用を受けられる世帯とは ①総所得金額が基礎控除額12万円に家族人員から世帯主1人を除いた数に5万円を乗じた額を加えた金額より少額の場合 4割減の世帯となり ②総所得金額が基礎控除額以下の場合6割減の世帯となります。

①の場合＝総所得金額－（基礎控除 120,000円＋50,000円×（家族人員－1人））

＝総所得金額が（　　　）の金額より少かったとき

②の場合＝基礎控除額12万円より総所得金額が少かったとき従って上記（例1）（例2）の場合は軽減の適用は受けられないことになります。

軽減の対象となるものは均等割と世帯割であって、所得割と固定資産税割は軽減されません。然も均等割及び世帯割の4割減又は6割減は前年度の均等割1人当り470円及び世帯割900円の4割又は6割減となります。

5、軽減額のある国民健康保険税算出例

（例1）5人家族で、総所得金額30万円固定資産税1.000円の世帯の場合

① 所得割＝（300.000円－120.000円）×0.0354＝6.372円

② 資産割＝1.000円×0.344＝　344円

③ 均等割＝ 800円× 5＝　4.000円

④ 世帯割＝　1.400円

⑤ 年税額＝　12.116円

となるのが普通である、然し総所得と軽減計算を比べると

総所得額＝30万円……Ⓐ

軽減適用の計算＝基礎控除 120.000＋（家族 5人－世帯主 1人）×50.000円＝320.000円……Ⓑ

Ⓑ 320.000円－Ⓐ 300.00円＝20.000円（総所得金額が少い）

よって軽減（4割）の適用を受けるので軽減額を計算すると

① 前年度1人当り均等割 470円 × 軽減割 0.4 × 家族人員 5人 ＝940円

② 世帯割 900円 × 軽減割 0.4 ＝360円

③ 軽減割＝①940円＋②360円＝1.300円……(B)

従ってこの世帯の年税額は (A) 12.116円－(B) 1.300＝10.816円

10.810円となります。

（例2）3人家族で、総所得金額12万円、固定資産税額0円の世帯の場合

① 所得割＝（120.000円－120.000円）×0.0354＝0円

であり6割減の軽減世帯となります。

② 資産割＝ 0円×0.344　＝0円

③ 均等割＝800円× 3　＝2.400円

④ 世帯割＝　＝1.400円

⑤ 計 ＝2.400円＋1.400円　＝3.800円……(A)

軽減額＝470円×0.6×3人＋900円×0.6＝846円＋540円

＝1.386円……(B)

年税額＝(A)3.800円－(B)1.386円＝2.414円＝2.410円となります。